

令和4年度 実施方針の策定の見通しの公表について

滋賀県
令和4年4月

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

事業の名称	事業期間（予定）	事業概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部局
（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業	事業契約日から 令和24年3月まで	（仮称）新・琵琶湖文化館について、設計・建設・維持管理等を行う。	滋賀県大津市浜大津五丁目1-1の一部	令和4年6月（予定）	文化スポーツ部 文化財保護課